

『古今著聞集』の一説話「天狗詠歌事」の背景

——久安という年と天狗——

中根千絵

一 はじめに

『古今著聞集』卷第十七（五九七）に載せられる「久安四年夏法勝寺の塔上にして天狗詠歌の事」には、天狗が夜々、法勝寺の九重塔で、「われいなばたれ又こゝにかはりゐむあなさだめなの夢の枕や」と詠じたという流言蜚語が飛び交つたとされる話がある。同様の話は、『台記』久安四年（一一四八）五月二十日にも記されてゐる。久安といふのは、一体、どのような年であったのか。また、右のような天狗の話が、なぜ、語られねばならなかつたのか。以下、考察を試みてみることにしたい。

二 久安といふ年——彗星出現

言うべきであろう。彗星が現れても、何ほどにもさわがれぬ年は多く存する。しかし、久安年間においては、彗星を禳うことをめぐって様々な思惑が交錯し、多くの記録にそれが記録されることとなつたのである。そもそも久安の改元そのものが彗星の変によるものであつた。

久安元年四月五日 彗星出東方。

『百鍊抄』

彗星が久安年間に初めて現れた時のことと『百鍊抄』ではこう抄出する。この後、四月十日、孔雀經法が院の御所において修され（『孔雀經法記』）、四月二十一日には、彗星奉幣についての相談が行われる。少し、長いが、『台記』を引用する。『台記』は、藤原頼長が記したものであり、彗星に対する頼長の対応および、意向をうかがう事ができる。

光房來云、彗星奉幣、廿五日可レ被レ立、早可レ定者。

令レ申ニ今日定之由。未刻奉レ幣賀茂。晚陰、先向ニ現実の政治不安と結び付き、最も騒がれた年であったと

撰政亭。権右中弁朝隆朝臣申云、暦権博士憲榮申

云々。定日猶可レ避レ復日レ歟。今日復日也如何。答

云、未レ聞ニ定日用ニ吉日。即以此旨申レ殿。仰云、

旧例更不レ扱ニ定日善惡。近例或忌レ之歟。且又任

先例ニ可レ被レ事也。即問師安申云、天祿元年依レ彗星奉幣用レ復日、何覽定乎。夾算口記奉ニ之殿下。

仰云、早可レ定。

裏書云、即參内時也。取レ松就ニ左仗南座ニ定レ之。

使ニ參議教長朝臣書レ之。奏下等事存レ例。自ニ奉幣

前日ニ可レ立ニ諸陣簡之由示藏人。近例不レ立之

故也。又令レ申レ殿下云、丹生、貴布祢使、可レ遣ニ

藏人歟。仰云、此間藏人無ニ數人。但可レ問レ例。

即召ニ師安、問ニ天仁例。△彗星奉幣、▽申云、

遣ニ神祇官人、仍可レ令レ差之由仰了退出。

法皇幸ニ二条亭、行ニ故太皇太后一周正日事ニ云々。

此亭太后昔居也。申刻許、師安來ニ云、自ニ今曉彗星

没不レ見。

四月二十三日、彗星は東方から転じて西方に現れる。

彗星見ニ辛方ニ光長五尺許指レ東。但其残光雲掩不レ見。

長短難レ定。余出見レ之。

『台記』

こうした中、四月二十五日、公家は彗星の変を深刻に受け止め、徳政に関わる意見を公卿八人から募った。この時、内大臣頼長は出席を拒んだという。

依レ彗星變、召ニ德政意見於才卿八人。内大臣辭而
不進。
『百鍊抄』

その頼長に対し、藏人木工頭範家は、左大臣有仁、権

大納言実行、同雅定（左大将）、同伊通、権中納言宗能

（皇太后宮大夫）、前中納言顯頼、參議顯業（左大弁式部

大輔）等に促され、公家に奏上してほしいと申し入れて

いるが頼長は自分はその任ではないと避けている。その

部分を次に引いておきたい。

東方彗星沒。復自ニ十二日ニ又見ニ西方。而天文道

未レ舉レ奏。雖然件由可レ載ニ宣命者。召ニ少内記守

光ニ仰レ之。依ニ大内記長光重服ニ也。有下巧ニ文章ニ之

聞上。故令レ作ニ宣命也。（略）又藏人木工頭範家來、

仰云、依レ懼ニ彗星之變、欲レ行ニ善政。可レ朝ニ申其

事ニ者。余頓首對ニ云、以ニ弱冠居ニ三吏之任。夙興

夜寢、莫レ不ニ危懼。至ニ朝夕趨拜之勤ニ者、暫無レ所

レ怠矣。如レ此之朝議者、不レ能ニ計申ニ所以者何勘ニ

古今之例ニ、皆訪ニ於古老賢才。臣ニ無ニ之。為ニ朝

為ニ家為ニ身可ニ恥者歟。不受詔罪無ニ避。願陛下宥

之。余又問云、此事被問ニ誰々ニ乎。對ニ云、左大

臣ニ有仁、▽権大納言実行、同雅定、△左大將、▽同

伊通、権中納言宗能、△皇太后宮大夫、▽前中納言顯

頼、參議顯業△左大弁式部大輔、▽等也。宣命草ニ云

童蒙云々。余難云、童蒙者暗昧之義也。△見易第一并正義。△非幼少之義。又問、師安所申与余同。即仰守光云、可改乎。但先例幼主宣命作此事哉。対云、先例作様覚。但不慥因令改幼齡。朝臣奏之。參八省、就北廊問幣物具否之次、下致重解狀。弁結申。仰光房所宣之旨。以後事存例、事了帰亭。申刻、今朝奉幣吉田。依祭也。依例講左伝。講師俊通。問者孝能。登宣、皆重。依彗星、并待賢門院御惱無詩。孔雀經法、今日可被結願歟。依彗星又見延引云々。件法於院御所、仁和寺法親王へ覺法、△自去十日被行。

この後、「台記」五月七日条には、按察大納言実行、左大将雅定、新大納言伊通、皇太后宮大夫宗能、民部卿頤頬が攝政のところに行き、善政を公家に注申したことを伝えたと書かれている。以下、該当部分を引用する。

參攝政殿、見尼御前。彗星光漸微細。但若被消月光歟。伝聞、按察大納言実行、左大將雅定、新大納言伊通、皇太后宮大夫宗能、民部卿頤頬、參攝政御宿所。定申先日所注申善政上云々。左大弁顯業雖召。称病不參云々。寒行卿保延五年以来、不朝見。今日応召參入云々。

『台記』

さて、その後の彗星の行方であるが、五月三日に、孔雀經法は結願するが、彗星は去っていかない。時の人々皆、仁和寺法親王の祈祷のききめがなかつたのだと嘲嘆したという。頼長は自らの日記『台記』にそう書き記している。

参院。依孔雀經法結願也。其賞以阿闍梨寬臺叙法眼。所請消星變、而其星雖消。又見西方。因之被延引其法。其後星不消。為法瑕、為宗恥。時人皆以嘲嘆。法皇為休親王歎賜賞云々。俗人名之謂星出賞。結願後參法勝寺、△卅講、△退出。

『台記』
法皇は、とりあえず、仁和寺法親王に褒美を与えていた。

俗人は、これを星出賞と言つたといふ。
五月六日、彗星の災を消そと、公家は法勝寺において千僧仁王經讀經を行い、また、同時に赦令も行つてゐる。

為消彗星災、公家於法勝寺、被行千僧仁王經御讀經。△
千僧御讀經ヲ法勝寺ニ修シテ、星變ヲ禳フ。是日赦令アリ。

『本朝世紀』
五月七日、ようやく、彗星の光が細くなつたことが記される。

『五八代記』には五月十一日に五大虚空藏法を醍醐寺三宝院で修させ、彗星を禳わせたと書かれているが、

『台記』ではそのことには触れず、五月十二日には彗星が猶、見えるものの、光芒が無くなつたと記す。

彗星猶見。但無光芒。△十三日又同。△去八日其光薄細。九、十、十一、三箇日天陰。今夕唯有星而已。無芒氣。師長云、先例、芒氣尽時、星又不見。未レ知如レ此之例。十六日夜見レ之。光芒三許尺以レ之思レ之。十二日依月近其光不レ見乎。十六日依月遠其光見乎。十四五日、天陰不レ見。

『台記』

五月十三日、頼長は季御読経の準備をしているが、これ

は、星災における善政について、顕頼卿が季御読経と仁王会等を法の如く行うべきだといった事を受けたものであるという。以下、引用する。

召季御読経行事右少弁光頼。問僧參否、并雜事。招範家令レ奏南殿出居堂童子不參事等。先日仰云、依星災如レ法可レ行者。先被問善政之時、顕頼卿、季御読経、仁王会等、如レ法可レ行之由、注申云々。

五月十六日、彗星にまた光芒が現れる。

『台記』

師安来云、去夜彗星不レ見。去月廿六日夜、天晴彗星見。其後毎夜陰不知有無。去夜雖レ屬晴不見。

『台記』

こうした経緯を受けて、五月二十日、頼長は次のように記している。

法皇及高陽院至レ自ニ宇治。齋戒、△四月分。△伝聞、熾盛光、△天台座主行玄。△七仏薬師、△法師宗雲△両法、今日結願。自ニ去月廿九日被始行ニ云々。彗星猶不レ消。孔雀経法△仁和寺法親王。△又無ニ其驗。弘法、慈覚、両門、既墮地之世乎。嗟哀哉。

『台記』

彗星に關する祈祷は、様々に行われたが、頼長はここで天台座主と仁和寺法親王の名を挙げ、両者の祈祷に驗がないとして、弘法と慈覚の両門とも地に墜ちてしまったものと嘆いている。

六月七日、ようやく彗星が見えなくなる。『台記』では定信が禁中で仁王經法を修したおかげで彗星が去ったと解釈している。その上で、仁王經は驗があつたのに褒美がなく、孔雀經は驗がなかつたのに褒美があつたことをおかしいではないかと記している。定信は『尊卑文脈』によれば藤原定実と源基綱女の間に生まれ、一切經一筆書写人などをし、能書家で知られた人物である。次にその部分を引用する。

此間大僧都定信、於禁中修「仁王經法」。可謂
有驗者乎。先日大法等、全無其驗。至「仁王經
時始乎。孔雀經無驗而有賞。仁王經有驗而無

賞。猶「丁公見戮雍齒得封矣。」

『台記』

『台記』

又漢家之例制勘之、余以此旨申宇治云、天變
頻見、怪異重示。以不肖居大位之所致也。上
表辭職如何。仰云、依天變上表之例、近代不聞。

「猶「丁公見戮雍齒得封矣。」とは、『史記』に基づい
た二つの故事を併記したものであり、漢の高祖が丁公
(項羽の将となつて高祖を苦しめた楚の将)を誅戮して
不臣の罪をあらわした故事と漢の高祖がまずそのにくむ
所の、いつたんは背いた雍齒を封じて諸将を鎮撫した故
事を示している。頼長は「仁王經は驗があつても褒美がな
く、孔雀經は驗がなくとも褒美があつたことについて、
不臣に対する認識の違いがあるのではないかと問題提起
をしている。

『台記』にはこれ以降、彗星の件は触れられないが、
『本朝世紀』には六月十六日、仁王会を南殿で修し、彗
星を禳った旨が記され、六月二十三日には、法皇が仁王
講を得長寿院で修して、星変を祈禳せしめたとある。
この後、七月に、久安と改められる。そして、この星
変と結び付くかのように、八月二十二日、待賢門院が崩
じるのである。

久安の幕開けは、彗星と共に始まった。そして、久安
二年十二月、再び、彗星の変が起る。久安三年正月、
彗星が現れ、十八日、金剛証院で孔雀經法が修される。
久安はこのように彗星の多い年であった。また、それを
重く受けとめざるをえない現実の政治状況がある年でも
あった。久安三年一月三日、入道左大臣源有仁の死に伴つ
て、頼長はこう書き記している。

官家之失良臣、豈不悲乎。迺者彗星眷見、若見

先日通憲入道送示云、明年当太一厄。前後年有
其慎。又四五兩月、災惑卯左□□右執法星。是大
臣之慎也。就中、今右大臣闕、内大臣可准レ之。

此凶祥歟。天之不幸于日域。嗚呼哀哉。『台記』
彗星は良臣を失うことの凶祥であったというのである。
源有仁については『今鏡』に詳しいが、皇統の血をひき、

白河院の猶子となりながら、鳥羽院に子が生れたため、結局、皇位につくことのなかった人物である。この時期、鳥羽院は近臣藤原頼頼を事実上の相談役としており、摂関家は形骸化していた。これ以前、関白忠実は、娘泰子の入内の問題で白河院の怒りをかい、閉門、謹慎の処分を受けていたが、鳥羽院は、それを解き、泰子との結婚を実現した。これにより、摂関家との関わりは復旧されたはずであった。一一四一年、崇徳が讓位し、近衛が即位する。問題なのは、この近衛が病弱であった事である。近衛は摂関家の家の娘を娶るが、結局、それは摂関家に繁栄をもたらさなかったのである。又、忠実が閉門、謹慎の処分をうけた時、代わって摂関をつとめた息子忠通は、忠実がその地位を回復するや不興を買ひ、忠実は庶腹の頬長に肩入れするようになっていた。その忠通は、近衛の母、得子（近臣グループの係累、家成の従兄弟）に取り入る。一方、頬長は、家成邸に乱入するという事件を起こし、鳥羽に疎まれる事になる。天皇家の内部抗争に巻き込まれる形で、摂関家も内部分裂を起こすが、

結果、この時期、鳥羽院は近臣を重視する政治を行つてゐるのである。久安元年十二月には、鳥羽院の病氣を聞いて忠実はその政が道ならぬ故だと批判している。元木泰雄氏によれば、「その一因は、鳥羽が美福門院に連な

る院近臣を重視したことにある」と考えられる⁽³⁾。としでいる。藤原忠実と鳥羽院の確執が徐々に進行しだした時期が久安という年であった。頬長の立場からすれば、臣下と公家の関係はおもわしくない状況にあったと言つてよく、彗星が臣下の死と結び付けられるのも、その辺の事情によつているのだと思われる。

三 彗星と祈禱

彗星と政道の関わりについては、嘉承元年正月四日の諸道勘文に詳しいが、他に『中右記』に書かれたものがある。『中右記』の方が当時の一般の人々の認識をよく現していると思われる所以、次にそれを引用する。

長承元年九月六日（前略）公羊伝曰、彗者邪乱之氣、掃故置新之象也。彗星者、君臣失政濁亂、三光去無道逮有德。彗星見大災深大、其短淺為災小。漢書志曰、彗星其出久者、為其事大也。晋書志曰、彗星其芒或長或短、光芒所及則為災、又云、孛彗所當之國是受其殃云々。

ここには、彗星は邪乱の氣をはらうものの象であることが書かれ、その光の長さが長い時、君臣の失政による災が大きくなるという。久安の時の彗星の光長は五尺ばかり（「彗星見辛方光長五尺許指東」『台記』）と記さ

れているから、その災の大きさもはかりしれぬものとして受けとめられるのであろう。頼長の学問の在り方からすれば、当然、こうした知識は持っていたであろうし、彗星の記事に繰り返し書かれる良臣と不臣の記述は、「君臣失政濁乱」をことさら意識していたことをうかがわせよう。

久安年間は、院と藤原氏の攻防^{せめぎあい}がひそかに、しかし、着実に進攻しはじめた年といってよく、それは頼長からすれば、君臣の問題として捉えられるべき問題であったのである。

例えば、彗星の祈祷についても、鳥羽院は王法仏法相依の思想に基づいて、治天の君の地位を確立させるという観点から、仁和寺法親王に祈祷の褒美を授けたはずである。鳥羽院にしてみれば、仁王經法と孔雀經法は一対として公家を護持するものでなければならなかつたであろう。

しかし、頼長はその日記で、仁王經法の後に彗星が消えたのであり、孔雀經法には驗がなかつたことを繰り返し記す。そこでは、仁和寺法親王の祈祷のききめがなかつたと「時の人」が嘲嘆したことを記している。『源氏物語』『今昔物語集』などの物語のジャンルにおいては、「時の人」は語り手の主張したい事柄を代わりに述べる

役割を担う場合が多い。歴史的記録であるから、物語と同じにすることはできないが、しかし、そこに頼長の意が含まれていると見ることは可能であろう。頼長からすれば、驗を示せるかどうかが、良臣と不臣の境界なのであり、それを治天の君が見定めないことに対する強い不満の意を記しているのである。

実際、摂関家の側からすれば、公家の王法仏法相依想に基づいた体制を確固たるものにし、摂関家を無用なものとするような事態は避けねばならなかつたであろう。学問を重視する立場の頼長というイメージからすれば、幾つもの祈祷の中から効果のあるものを選びとるという姿勢はきわめて合理的にも見える。しかしながら、あちこちの寺院で行われた祈祷の中で、特に天台座主と仁和寺法親王の祈祷の失敗を取り上げたのは、やはり、意図的にその二つを取り上げたと考えざるをえない。当時、興福寺の統御が必ずしもうまくいっていないなかつたことを鑑みれば、その意図は明白であろう。この後、久安四年八月には忠実は惡僧を統御し、院との対立、衝突を避けることに成功するが、それより前の久安元年は、院の強引な人事に対する強訴が後をたたないといつた状況だった。そうした中、彗星の祈祷をめぐり、鳥羽院と頼長は水面下で対峙した。彗星の祈祷の効きめに対す

る解釈は客觀性を装いながら、実は意図的な政治的解釈をもって行わられたのである。

四 許星と法勝寺

久安の少し前、白河院は、彗星の祈禳について一つのシステムを作りあげている。天永元年（一一〇）五月十五日、彗星が現れる（『殿暦』）と、白河院は、まず、六月四日、法勝寺において千部仁王經を転読させ、同日、鳥羽殿で孔雀經の修法を行わせた。

天永元年六月四日 今日院於法勝寺令行千僧御読經。

公卿以下進経、予廿部、△仁王

経也。△辰剋許參院、△予著束帶。△予參御共。依神事不入大

門退出。院今日御鳥羽殿、孔雀

經御修法。今日依雨於金堂上有

懶禮、△但不拷笏云々。此事猶

不得心。△

『殿暦』

それまで、彗星が現れた際の対策は、諸社に奉幣し、大赦を行うのが主であった。

延喜五年四月二十四日 奉幣諸社。依_二彗星_一也。

『日本紀略』

永延三年八月八日 改為_三永祚元年。依_二彗星_一天變_一。

八月十七日

也。

『扶桑略記』

於八省院奉遣伊勢以下諸社幣帛使。宣命云、去六月十九

日夜、賀茂玉垣中數星散。去月中旬彗星連夜呈_レ光。又近日霖

雨、并去十三日大風損等、被_レ載辭別。

『日本紀略』

長保四年六月七日

『日本紀略』

寛仁二年六月二十一日

依有彗星變、可被行仁王會。

『小右記』

六月二十七日

今日於大極殿、立百高座被行仁

王會。

『小右記』

夜子時有流星變。

『扶桑略記』

長暦二年九月三日

夜子時有流星變。

『扶桑略記』

十一月

太神宮奉封戶百烟。

『扶桑略記』

十二月九日

流人則理等召返。依有恩赦

也。

『扶桑略記』

他に『左經記』の寛仁二年六月二十三日、二十七日に、

諸道の勘文、仁王会を八省院で修すといったことがらを見出だす事ができる。承徳元年（一〇九七）九月二十三日には延暦寺で千僧御讀經を行っているが、これは管見

では、他に例を見ない。

久安年間についても、先に見た通り、このシステムを強固なものにしようとする鳥羽院の姿勢が顕著であった。院はこの時期、白河院が作り出した仏法王法の体制を確固たるものにしようとしていたのである。久安四年には、鳥羽院の御願寺として尊勝王堂が白河房に建立される。森由紀恵氏によれば、これは、「院の法親王らが尊勝王を通じて「鎮護國家」を祈念する体制」が整えられる時期に「院の仏教政策が展開する場に」建立されたものであるという。このような中で、久安四年、天狗は法勝寺の塔の上に現れたのである。

天狗の話はこれらの動きとどうかかわるのか、その手掛かりを得る為に天狗のイメージを次にみておくことにしたい。

五 天狗と藤原氏

『栄花物語』には、彰子が天狗に悩まされ、その場所を去つたことが書かれている。また、法勝寺を建てるにあたり、天狗が建てさせまいとしたことなどが記される。法勝寺の土地は、もともと藤原良房の別邸であったのを頼通（宇治殿）が伝領し左大臣藤原師実が白河天皇に献上したものである。

白河殿とて宇治殿の年頃領ぜさせ給し所に、故女院もおはしましへが、天狗ありなどいひし所を、御堂建てさせ給。（中略）供僧にやむ事なき僧綱などなりて、供養法行ひ勧めけり。「天狗、え造らせ給はじとねたがりいふ」ときゝしかど、かくて供養も過ぎぬめり。」（『栄花物語』卷第二十九「布引の滝）

天狗は早くから藤原氏と結び付けられてイメージされているのである。また、久安より少し下るが、藤原頼長の日記である『台記』久寿二年（一一五五）八月二十七日条には、次のような親隆と頼長の会話が記されている。

親隆朝臣来語曰、所^レ以法皇惡^レ禪閣及殿下^レ余者、先帝崩後、人寄^レ帝巫口^レ。巫曰、先年人為^レ詛^レ朕打^レ釘於愛宕護山天公像目^レ。故朕目不^レ明、遂以即^レ世、法皇聞^レ食其事^レ、使三人見^レ件像^レ。既有^レ其釘^レ、即召^レ愛宕護山住僧^レ問^レ之。僧申云、五六年前、有夜中□□□□□□□□、美福門院及閑白、疑^ニ入道及左大臣所為^レ。□法皇惡^レ之、雖^レ難^レ取^レ信、天下道俗所^レ申如^レ此。先日成隆朝臣略^ニ此事、今聞^ニ兩人說^レ、□畏不^レ少。但禪閣及余、唯知^ニ愛宕護山天公飛行^レ。未^レ知^ニ愛宕護山有^ニ天公像^レ。何況祈請乎、蒼天在^レ上、白日照[□]怖々。

藤原頼隆は鳥羽法皇が頼長、頼隆、忠実を憎む理由を語

る。一ヶ月前に十七歳の近衛天皇が亡くなつたのだが、巫祝の靈託に『朕を呪詛して誰かが愛宕護山の天公像の目に釘を打つたため、朕は目を患つて早死した』と告げた。鳥羽法皇が人をやつて確かめさせたところ、そのとおりであった。愛宕護山の僧によると、その釘は五、六年前の深夜に打たれたという。それを聞いて、近衛天皇の母の美福門院や藤原忠通らが頼長らによる呪詛に違いないと言い、鳥羽法皇もそう思つてゐるという。これを聞いた頼長は、自分は愛宕護山の天公の飛行の話は聞いているが、天公像があることは知らないのだから、呪詛などともないことだと書き記している。この記事には、後の一保元の乱の遠因をなす重大な讒言が記されている。おそらく、この讒言により、頼長と院の関係が決定的に悪化するのである。久安四年の七年後、水面下の闇いが、ついに、表面化している。この時、呪詛の対象として認識されたのが、天狗という存在であった。

結び

ここまで考察したように、久安年間は院と藤原氏が激しくせめぎあつてゐる年であり、藤原氏と天狗はそのイメージを結び付けられていた。久安年間の彗星出現は、藤原氏の側からすれば、政道の偏りを糾弾する格好の材

料であつた。院の側からすれば、彗星を祓うことは、王法仏法体制を維持するためにも重要なことであつた。院は威信をかけて彗星を祓う行事を行つてゐる。そうした中で、法勝寺の上をうらめしげに飛ぶ天狗の姿は、藤原氏の姿と重なつてみえる。既に、天狗と藤原氏は重ねてイメージされる土壤が整えられてゐた。法勝寺の上を天狗が飛び回り、去つていったという構図は治天の君の象徴である法勝寺の上を藤原氏に関わり深い天狗が飛んできたものの、去りゆくという意味を示してゐるのではないかろうか。さらに想像を逞しくしていえば、それは彗星がやつてきたものの、去つてゆくという久安の彗星出現という事柄とともに重なつてくるものであろう。彗星と天狗との重なりの認識は、日本紀以来のものである。

法勝寺と天狗の説話は、院と藤原氏の攻防を背景にもつた院の威信を示す説話として成立したと思われるのである。

△注▽

(1) 通し番号と題は、日本古典文学大系『古今著聞集』岩波書店に依つた。

(2) 田島公氏「田中教忠旧藏本『春玉秘抄』について」『日本歴史』五四六 一九九三年十一月、田島公氏「源有仁

編の儀式書の伝来とその意義」『史林』七三・三 一九

九〇年五月に源有仁の事跡が詳しく述べられている。

七月

(8) 五味文彦氏『春日驗記絵』と中世』淡交社 一九九八

(なかね・ちえ／愛知県立大学)

(4) 菅真城氏「院政期における仏事運営方法—千僧御読経を素材として—」『史学研究』二二五号 一九九七年三月

に千僧御読経の一覧表がある。また、この時期の千僧御読経については、仁和寺の紺表紙にその詳細が載せられている。

(5) 森由紀恵氏「尊星王をめぐる諸問題」『人間文化研究科年報』第十五号 二〇〇〇年三月

△参考文献▽

- (1) 斎藤国治氏『星の古記録』岩波書店 一九八二年
- (2) 五來重氏「大狗と民間信仰」『日本絵巻物全集』所収
角川書店
- (3) 大和岩雄氏『天狗と天皇』白水社 一九九九年
- (4) 山本ひろ子氏『異神』平凡社 一九九八年に「天狗おどし」のことが書かれている。
- (5) 笹本正治氏『中世の災害予兆』吉川弘文館 一九九六年
- (6) アンヌ・マリ・ブッシイ氏「愛宕護山の山岳信仰」(『近畿靈山と修驗道』五來重編 名著出版一九七八年)
- (7) 阿部泰郎氏「天狗—魔の精神史」『国文学』一九九七年